

## 休暇等の取扱いについて

有給休暇をはじめ様々な休暇や休業がありますが、その扱い方について迷うことがあります。そこで今回は「**休暇等の取扱い**」について簡単に整理します。

	請求があった場合に 法律上取得させる義務（※）	給料の支払義務（※）	社会保険の給付の有無	
有給休暇	有り	有り	無し	
育児休業		無し		有り
介護休業				
産前産後休業				
子供の看護の ための休暇				
生理休暇				
裁判員休暇	無し		有り (病気やけがの場合)	
休職				
代休				
慶弔休暇			無し	

※「無し」となっている箇所は、就業規則等に規定があれば「有り」になるケースがあります。

※今回はスペースの都合で「編集後記」はお休みさせていただきます

## みらい労働法務事務所

〒530-0053  
 大阪市北区末広町3-21 扇町センタービル6F  
 TEL：06-6809-5092  
 FAX：06-6809-5093  
 e-mail info@mirai-sr.com  
 URL http://mirai-sr.com



代表社会保険労務士  
 谷口 史晃